

グローバルIPネットワークサービス利用規約 【現改比較表】 2020年4月27日時点

～2020年4月26日

2020年4月27日～

▲グローバルIP ネットワークサービス利用規約

第5章 責任の制限等

(責任の制限)

第37条 当社は、グローバルIPネットワークサービス（コロケーションサービスを除く）を利用する者に与えた損害についての賠償の責任は負いません。

2 なお、コロケーションサービスに係る当社の責任については、コロケーションサービスの提供条件書に定めるものとします。

(免責)

第38条 当社は、グローバルIPネットワークサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本規約の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の規定の変更（交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合、当社は、その改造等に要する費用のうち、その変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

3 当社は、当社の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生する契約者の費用については負担しません。

4 [この約款](#)に定める免責に関する事項は、[この約款](#)の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が[この約款](#)に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第7章 雑則

▲グローバルIP ネットワークサービス利用規約

第5章 責任の制限等

(責任の制限)

第37条 当社は、グローバルIPネットワークサービス（コロケーションサービスを除く）を利用する者に与えた損害について、[当社の故意又は重過失の場合を除き、その賠償の責任は負いません。](#)

2 (略)

(免責)

第38条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 [本規約](#)に定める免責に関する事項は、[本規約](#)の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が[本規約](#)に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第7章 雑則

～2020年4月26日	2020年4月27日～
<p>(特約) 第52条 <u>この約款</u>の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。</p>	<p>(特約) 第52条 <u>本規約</u>の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。</p>
<p>附 則(令和元年6月26日 NS才第00513482号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。 (経過措置) 2 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加サービスのトラフィック解析ツールに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u> 3 <u>前項の場合において、グローバルIPネットワークサービス契約者（付加サービスのトラフィック解析ツールに係る者をいいます。）は、ポリシー追加に係る変更に関し請求等を行うことができます。</u> 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。</p>	<p>附 則(令和元年6月26日 NS才第00513482号) (実施期日) 1 (略) (経過措置) 2 <u>削除</u> 3 <u>削除</u> 4 (略) 5 (略)</p> <p><u>附 則(令和2年4月27日 DPSサ第00642962号)</u> (実施期日) 1 <u>この改正規定は、令和2年4月27日から実施します。</u> (経過措置) 2 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</u> 3 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。</u> (その他) 4 <u>NS才第00513482号（令和元年6月26日）の附則の2を令和2年4月27日をもって削除します。</u></p>